

令和8年度豊田市立旭中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等についての基本的な考え方

「いじめ」の定義

「いじめ」とは、子どもに対して、その子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、その行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの

また、子ども条例第10条（育ち学ぶ施設における権利の保障）には、以下のように記されています。

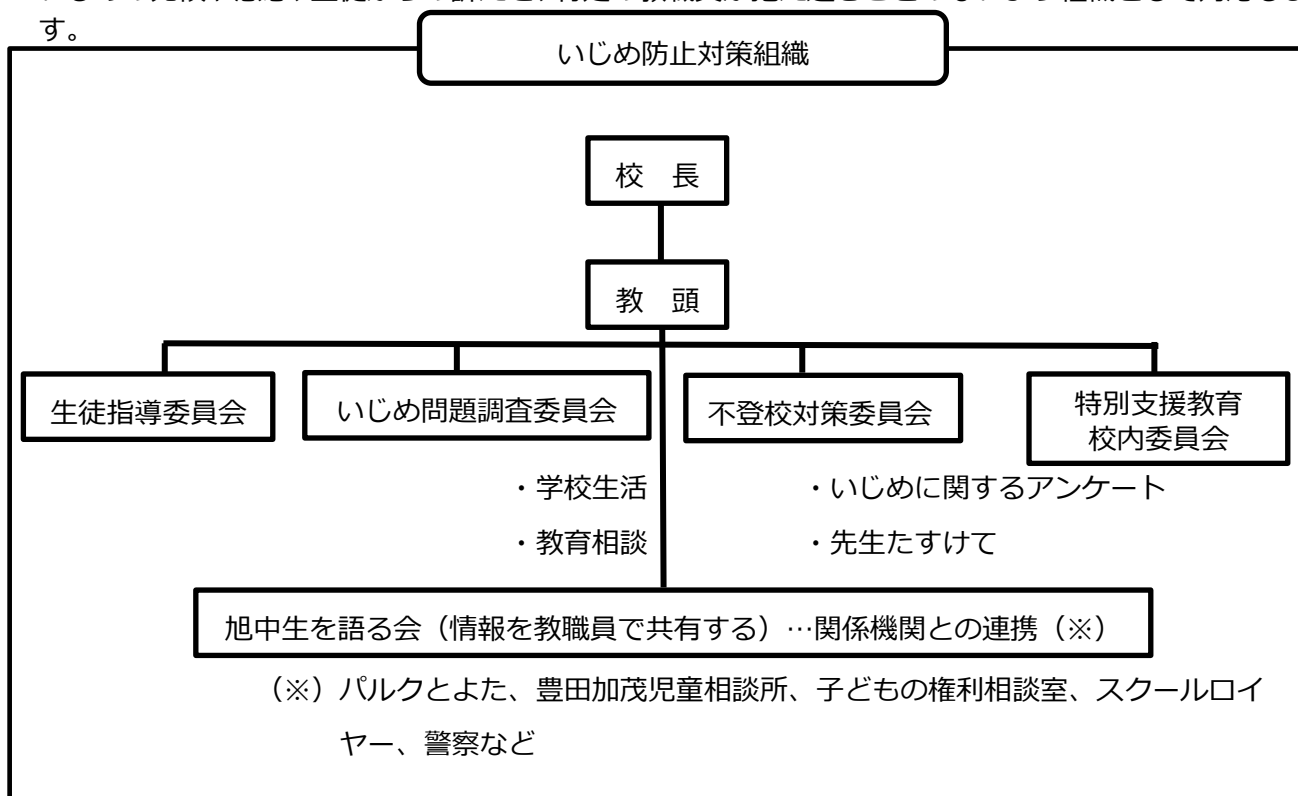
「育ち学ぶ施設は、いじめを防止するとともに、子どもがいじめについて相談しやすい環境を整備しなければなりません。また、いじめが発生したときは、関係する子どもたちにとって最もよいことは何かを第一に考えて対応しなければなりません。」

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為です。そのため、いじめをはやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、同様に許されるものではありません。そこで本校では、すべての教職員がいじめ等の判断を待つのではなく、いじめの疑いが見られた段階から、直ちに対応を開始します。また、特定の教職員一人に任せることなく、複数の教職員が役割を分担し、組織として迅速かつ確実に対応します。

次に、得られた情報をもとに、事案の経緯や態様、関係者を丁寧に把握します。そして、いじめが確認された場合には、被害を受けた生徒や、知らせてくれた生徒の安全を最優先に確保します。その上で、加害行為に対する適切な指導を行うとともに、被害生徒への継続的な支援、さらには保護者への誠実な説明を行います。一方で、事実の確認に至らない場合であっても、引き続き注意深く見守り、必要な対応を講じていきます。

2 いじめ防止対策組織

本校では「いじめ防止対策組織」は「いじめ対策委員会」と「旭中生を語る会」を設置し、ささいないじめの兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教職員が抱え込むことのないよう組織として対応します。



(1) いじめ対策委員会の役割

ア 「いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

・教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」や保護者対象の「学校評価アンケート」を実施し、学校におけるいじめ防止等の取組の検証を行い、改善策を検討していく

イ 年間計画に基づき、いじめの防止などに係る校内研修を企画し・実行

・教育相談アンケート（いじめに関するアンケート）や教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめの防止等の取組に努める。

・教職員の資質能力向上を目指し、いじめ防止等に関する校内研修や伝達講習を計画・実施する。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

・ホームページ等を通して、学校いじめ防止基本方針の周知やいじめ防止の取組状況、学校自己評価の結果等を発信する。

エ いじめへの対処

・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、正確な事実の把握に努め、いじめの解消に向けた指導・支援体制を組織する。

・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。

・「臨時いじめ対策委員会」において犯罪行為が疑われたいじめについては、直ちに学校から警察署（生活安全課）へ連絡・通報し、適切に連携を行う。その上で、学校としていじめの再発防止のための指導・支援を継続して行う。

・いじめ解消の判断をする。

(2) いじめ対策委員会の構成員

〈教職員〉 ○校長 ○教頭 ○教育相談主任 ○教務主任 ○校務主任 ○生徒指導主事
○担任 ○養護教諭 ○スクールカウンセラー ○はあとラウンジスタッフ
○スクールソーシャルワーカー など

※必要に応じて、保護者の代表や校外の専門的な知識を有する方を加える

○主任児童委員 ○学校運営協議会委員 ○PTA 代表者 等

(3) 「旭中生を語る会」の役割

・教職員で生徒の実態と指導方針の共通理解をし、いじめ問題に対して組織的に対応する。

(4) 「いじめ対策委員会」「旭中生を語る会」の開催時期

ア 学校全体の様子を把握し、いじめの防止等に努めるために、定期的に「いじめ対策委員会」を開催する。

イ 毎月職員会議後、「旭中生を語る会」を開催し、日常の生徒の実態を教職員で共通理解し、対応策の検討や方針の徹底をする。

ウ 緊急にいじめへの対処が求められる場合については、「臨時いじめ対策委員会」を開催する。

3 いじめ防止等に関する具体的な取組

(1) 未然防止の取組

ア 生徒同士の関りを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。

イ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

ウ 生徒自らがいじめについて考え、主体的に行動できる取組を充実させる。

エ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育（権利学習プログラム）の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

オ デジタル・シティズンシップ教育を推進し、生徒がインターネットや SNS 等の正しい利用とマナーについての理解を深め、責任ある行動ができるようにする。

カ 感染症などに関連するいじめや偏見、差別をなくすように学校全体で指導する。

キ いじめ問題やその取組についての理解や協力を得るため、学校いじめ防止基本方針をホームページに掲載するなど、保護者や地域住民、事業者等に対して広報啓発を充実する。

ク 全ての教職員が学校いじめ防止基本方針を共有し、いじめやその対応について正しく理解し、いじめやその対応について正しく理解し、認識して教育活動に取り組む。

(2) 早期発見の取組

- ア 日常の職員による生徒との会話や生徒の様子を観察、または保護者や地域からの連絡・相談を受け、生徒の変化に対する情報交換を密に行います。
- イ 定期テスト週間時（6月、9月、11月、2月）に心の健康度アンケートや教育相談を実施し、生徒からのサインを見逃さないように努める。
- ウ 旭中ホットライン（先生たすけて）を活用し、生徒からの小さなサインを見逃さないように努める。
- エ いじめの相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。
- オ 保護者向けのいじめに関するアンケートを定期的（9月、3月の年2回）に実施し、家庭での子どもの変化に気づくことができるよう保護者と連携して対応する。
- カ 「いじめのサインチェックシート（保護者用）」をホームページに掲載し、保護者が早期発見できるようにする。
- キ 月に1回の「教職員チェックシート」による点検や年に2回の「hyper-QU」の実施の結果から、学級の様子や個々の生徒の様子を把握し、いじめの兆候の把握を努める。
- ク 教職員間で情報共有「旭中生を語る会」を定期的に設け、一人の判断で見逃したり、抱え込んだりすることがないようにする。

(3) いじめへの対処

- ア いじめの発見・いじめの疑いがあった場合は、担任（学年部）や生徒指導担当に連絡し、連絡を受けたものは、速やかに管理職へ報告をあげ、「臨時いじめ対策委員会」を開催し、組織的に対応する。
- イ いじめをうけた生徒の安全を確保し、対応をする。
- ウ いじめの状況について生徒に聴き取りを行う際には、客観的な事実を把握するように心がけ、事実を正確につかむようにする。
- エ 記録は、事実が正確に記録されるようにし、適切に管理・保存する。
- オ いじめを行った生徒には、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- カ 教職員の共通理解、保護者との連携、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、豊田加茂児童・障害者相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- キ 対応が困難な場合などは、パルクとよたのいじめ対応支援チーム、心理や福祉の専門家からの指導・助言を受けるなど、豊田市教育委員会や関係機関等と連携し、適切な助言等を受ける。
- ク いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見逃さない、新たに生み出さない集団づくりを行う。
- ケ 学校外で発生したいじめについて、とよた地域クラブ活動等、生徒が所属する団体等がある場合は、当該団体等と連携をして対応、指導、見守りを行う。
- コ インターネット上での名誉棄損行為等、犯罪行為が疑われるいじめの事案については、警察署とも連携して行う。

(4) いじめの解消の目安

いじめが止んだと判断できる状態でも、3か月を目安に十分な経過観察と適宜面談等を行い、「いじめ対策委員会」で最終的に「解消」と判断する。

〈いじめが解消したと判断する目安〉

- ・ いじめに係わる行為が止んでいること
- ・ いじめを受けた生徒が、心身の苦痛を感じていないこと

4 いじめの重大事態の疑いがある事案発生時の対応

- (1) いじめの重大事態が疑われる場合は、速やかに教育委員会に状況を報告し、早期解決を図る。その後、重大事案となった場合は、速やかに教育委員会に報告をし、適切に対応して早期解決を図る。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ問題調査委員会（いじめ対策委員会が兼ねる）」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査の目的等については、いじめを受けたとされる生徒やその保護者、いじめを行ったとされる生徒やその保護者に対して説明する。
- (4) 調査結果については、いじめを受けた生徒やその保護者、いじめを行った生徒やその保護者に対して適切に情報を提供する。

【重大事態とは】

- ① いじめにより学校に在籍する子ども生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑い
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患発症した場合 等
- ② いじめにより当該学校に在籍する子どもが相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い
 - ・年間30日を目安に、いじめが原因と疑われる欠席が続く場合

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、取組の内容を振り返り、生徒や保護者、地域の方の意見を参考にしながら定期的に見直しを図り、実効性のある取組となるように努める。
- (2) 教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」、「【チェックシート①】いじめ重大事態に対する平時からの備え」を年2回【7月、12月】、「保護者アンケート」を年1回3月に実施し、いじめ対策委員会で取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止等に関する校内研修（OJT研修）を年2回計画し、生徒理解やいじめ防止等に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 長期休業前の事前・事後指導を行い、休業中のいじめの未然防止やいじめの早期発見に取り組む。